保育教諭確保のための

保育士資格取得支援事業

事業内容

認定こども園への移行を予定している施設に対して、雇用している幼稚園教諭免許状を有する方が、保育教諭となるために、保育士資格を取得するための受講料等及び幼稚園教諭の代替雇上費を補助します。

対象となる施設

- 市内の認定こども園、認定こども園への移行を予定している施設

対象となる方の要件

- 対象となる施設に勤務していること
- **令和6年4月1日以降**に、養成施設において受講を開始し、受講後、保育士試験の全てを免除される方法により保育士資格を取得すること
- 保育士登録をされた日を起算として、対象施設において勤務を開始し、1 年間以上勤務すること

★特例制度対象者　幼稚園教諭免許状を有し、幼稚園教諭として3年かつ4320時間以上の実務経験がある方

補助基準額

- **養成施設の受講料**

受講に要した経費の1/2が補助対象　　上限額　10万円

- **代替幼稚園教諭に伴う雇上費**

1 日当たり　上限額　7,440 円

養成施設において受講する幼稚園教諭が、当該施設に勤務していない期間（当人に給与を支給していること）に、新たに代替幼稚園教諭を雇用する場合の経費

- 実施しようとする場合は、実施計画書の提出が必要です。

実施予定の方には、必要書類をお渡しします。詳細については,指導監査課までお問い合わせください。

【問合せ先】
福岡市こども未来局子育て支援部
指導監査課　指導第2係
TEL（092）711－4262

令和6年4月作成